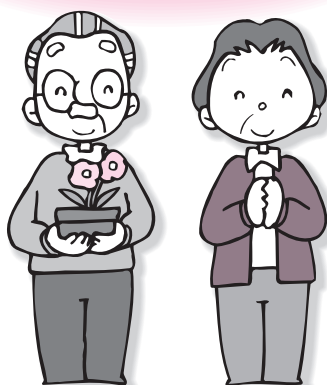


介護保険の被保険者とは

介護保険制度では65歳以上の方を第1号被保険者としています。
40歳から64歳までの方を第2号被保険者としています。

65歳以上の方

(第1号被保険者)



●保険料は

所得等に応じて、15段階の保険料を設定します。

●介護サービスを利用できる方

- 入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方(要介護者)
- 心身の状態が改善する可能性が高い方で日常生活の一部に支援が必要な方(要支援者)
- 基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方(事業対象者)

40歳から64歳までの方

医療保険に加入している方(第2号被保険者)



●保険料は

加入している医療保険の算定方法に基づいて決定されます。

●介護サービスを利用できる方

- 老化が原因とされる病気(16種類の病気)により、介護等が必要になった方(要介護者・要支援者)

65歳以上の方(第1号被保険者)や40歳から64歳までの方(第2号被保険者)であっても、次の方または次の施設等に入所されている方は、介護保険の被保険者となりません。入所または退所の際に、お住まいの区役所介護保険担当にて手続きをお願いいたします。

(注)第2号被保険者の方は、介護等が必要な方のみ、手続きを行ってください。

- 障害者総合支援法の規定により支給決定(生活介護・施設入所支援)を受けて、指定障がい者支援施設に入所している身体障がい者の方
- 身体障害者福祉法の規定により障がい者支援施設(生活介護を行うものに限る)に入所している身体障がい者の方
- 児童福祉法に規定する医療型障がい児入所施設等
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する国立ハンセン病療養所等

- 生活保護法に規定する救護施設
- 労働者災害補償保険法に規定する施設
- 障がい者支援施設(知的障害者福祉法の規定により入所している知的障がい者の方)
- 指定障がい者支援施設(障害者総合支援法の規定による支給決定(生活介護・施設入所支援)を受けて入所している知的障がい者及び精神障がい者の方)
- 障害者総合支援法の規定により療養介護を行う病院

外国人の方でも、65歳以上で大阪市に住民登録がある方は、介護保険の被保険者となります。
ただし、在留資格が「特定活動」のうち、次に該当する方は住民登録があっても被保険者とはなりません。

- 1.医療を受ける活動またはその方の日常の世話をする活動を目的として入国及び在留する方(3か月を超えて滞在する方を含む)
- 2.資産等の一定の要件を満たし、観光等を目的として1年を超えない期間、滞在する外国人富裕層に該当する方

上記1.2に該当する方は、**在留カードと入国管理局で交付された「指定書」**をご持参のうえ、お住まいの区の区役所へお申し出ください。